別紙契約条項1

1. 加入者の都合により、月掛金を所定の支払時期から4ヶ月以上延滞し、かつ a が、20日以上の期間を定めてその支払を書面で催告してもなお支払がないときは、この契約の効力は失効します。

この場合には、加入者は支払済金額から所定の手数料を差引いた解約払戻金を a に請求することができます。

なお、解約払戻金を請求する権利は、その事由が生じた時から、5年間請求がない場合には消滅します。

- 2. この契約は、加入者の申出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除を言い、解約の申出があった日とは、第4項の書類の提出があった日を言います。
- 3. 前第1項又は第2項により解約したときは、加入者の支払済金額から所定 の手数料を差し引いた次の払戻金表の金額を、解約の申出があった日から4 5日以内に原則として加入者本人の口座に振り込みます。

なお,生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約 については、支払済金額全額を加入者本人に直接お返しします。

ただし、掛金の範囲内で他の役務サービス等をご利用された場合の払戻金は、当初の契約金額で算出した払戻金から、利用された金額で算出された払 戻金を差し引いた金額となります。

また、割引制度をご利用された場合の払戻金は、割引により実際に支払った金額が対象となり、割引分は含まれません。

払戻金表

払込済回数種 別	1 回~9 回	10 回	11 📵	12 回	13 回以降	~	終了後
Pコース 2,500 円×200	0.111	050 EI	2,600 円	4,850	12 回払戻金十		200 回 427,850
<u> </u>	0円	350円		円	1回毎1こ2,250円加算	~	円

1	払込済回数 種 別	1 🗆 ~ 13 🗎	14 回	15 回	16 回	17 回以降	~	終了後
F	マコース 1,500 円×200	0.17	1 250 57	0.700 FI	4,050	16 回払戻金+	~	200回 252,450
	回	0円	1,350円	2,700 円	円	1回毎に1,350円加算		<u> </u>

別紙契約条項2

1. 加入者の都合により、月掛金を所定の支払時期から4ヶ月以上延滞し、かつ a が、20日以上の期間を定めてその支払を書面で催告してもなお支払がないときは、この契約の効力は失効します。

この場合には、加入者は支払済金額から所定の手数料を差引いた解約払戻金を a に請求することができます。

なお、解約払戻金を請求する権利は、その事由が生じた時から、5年間請求がない場合には消滅します。

- 2. この契約は、加入者の申出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除を言い、解約の申出があった日とは、第4項の書類の提出があった日を言います。
- 3. 前第1項又は第2項により解約したときは、加入者の支払済金額から所定の手数料を差し引いた次の払戻金表の金額を、解約の申出があった日から45日以内に原則として加入者本人の口座に振り込みます。

なお,生活保護法に基づく生活保護を受けられることになった場合の解約 については,支払済金額全額を加入者本人に直接お返しします。

ただし、掛金の範囲内で他の役務サービス等をご利用された場合の払戻金は、当初の契約金額で算出した払戻金から、利用された金額で算出された払 戻金を差し引いた金額となります。

また、割引制度をご利用された場合の払戻金は、割引により実際に支払った金額が対象となり、割引分は含まれません。

払戻金表

払込済回数 種 別	1回~7回	8回	9 回	10 回	11 回以降	~	終了後
Tコース 2,000 円×100	0円	200	2,000	3,800	10 回払戻金十1 回	~	100 回 165,800
		円	円	円	毎に 1,800 円加算	, ,	円

(3口同時加入,同時解約の場合に限る)

払込済回数 種 別	1回~6回	7 回	8 回	9 🗊	10 回以降	~	終了後
Tコース 3,000 円×100		1,800	4,550	7,300	9 回払戻金+1 回毎	~	100 回 257,550
	0円	P	P3	l H	に 2,750 円加算	~	円

(4口同時加入,同時解約の場合に限る)

払込済回数 種 別	1回~5回	6回	7 回	8 🗖	9 回以降	~	終了後
Tコース 4,000 円×100	0 M	2,350	6,100	9,850	8回払戻金+1回毎	~	100 回 354,850
回	0円	円	円	円	に3,750 円加算	~ 	円

(5口同時加入,同時解約の場合に限る)

払込済回数 種 別	1回~4回	5 回	6 回	7 回	8 回以降	~	終了後
Tコース 5,000 円×100	0.00	1,600	6,350	11,100	7回払戻金+1回毎		100 回 452,850
回	0円	円	円	円	に 4,750 円加算	~	円

(6口同時加入, 同時解約の場合に限る)

払込済回数 種 別	1 回~3 回	4 🗆	5 回	6 🗖	7回以降	~	終了後
Tコース 6,000 円×100	0 [850	6,600	12,350	6回払戻金+1回毎	~	100 回 552,850
	0円	円	円	円	に 5,750 円加算		円

(7口同時加入,同時解約の場合に限る)

払込済回数 種 別	1回~3回	4回	5 回	6 回	7 回以降	~	終了後
Tコース 7,000 円×100	0円	4,850	11,600	18,350	6 回払戻金+1 回毎	~	100回 652,850
回		円	円	円	に 6,750 円加算	_	円

別紙契約条項3

- 1. 「 b 加入」は、お客様の申出により解約することができます。解約とは契約期間中の契約解除を言います。ただし、前条の「会員向条件付恩恵」をご利用された場合は、「会員向条件付恩恵」相当額はご精算いただきます。なお、(1)(2) どちらを選択されるかは、お客様の任意といたします。
- (1) お客様の支払済金額の b 利用券を解約の申出があり且つ前条の精算が済んだ日から 45日以内に原則としてお客様本人にお渡しいたします。この場合, b 利用券は一般価格の代金等としてご利用いただけます。
- (2) お客様の支払済金額から所定の手数料を差引いた次の払戻金表の金額を 解約の申出があり且つ前条の精算が済んだ日から45日以内に原則として お客様本人の口座に振り込みます。

払戻金表

払込済回数 種 別	1回~13回	14 回	15 回	16 回	17 回以降	~	終了後
Jコース 1,500 円×	о Ш	1,350	2,700	4,050	16 回払戻金+1 回	. ~	200 回 252,450
200 回	0円	円	円	円	毎に 1,350 円加算	~	Ħ

(別紙告知内容1)

株式会社 a は、消費者との間で互助契約を締結するに際し、別紙契約条項1ないし2の内容の条項(以下、「解約金条項」という。)を含む意思表示を行いませんので、当社が解約金条項を使用した互助契約を行うための事務一切は行わないようにして下さい。

(別紙告知内容2)

株式会社 b は、消費者との間で、 b 利用券取得加入申込契約を締結するに際し、別紙契約条項3の内容の条項(以下、「解約金条項」という。)を含む意思表示を行いませんので、当社が解約金条項を使用した b 利用券取得加入申込契約を行うための事務一切は行わないようにして下さい。